第二十五条

1　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2　1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3　1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c)　営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4　一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3の規定に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5　3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十六条

1　両締約国は、この条約に基づく租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするために必要とされる範囲において、租税の徴収につき相互に支援を行うよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき他方の締約国に対して責任を負う。

2　1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　公の秩序に反することになる措置をとること。

第二十七条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

1　各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、次のものについて適用する。

(a)　源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(b)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(c)　その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

第二十九条

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものにつき適用されなくなる。

(a)　源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(b)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(c)　その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千八年十二月十九日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
中曽根弘文
カザフスタン共和国のために
A・カマルディノフ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びカザフスタン共和国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　条約第九条2の規定に関し、カザフスタンが同規定に係る調整を行う場合において、同規定は、カザフスタンに対して、調整される利得について合意する義務を課するものと解してはならない。

2　条約第九条3の規定に関し、同規定は、契約に基づく地表下の利用から取得するカザフスタンの企業の利得について、当該契約の期間が満了した日から起算して五年の期間の末日までは、同条1の規定に基づきカザフスタンが更正することを妨げるものと解してはならない。

3　条約第十二条2の規定に関し、

(a)　カザフスタン内において生じた使用料については、「使用料の額」とあるのは、「使用料の総額の五十パーセントの額」とする。

(b)　日本国内において生じた使用料については、「使用料の額の十パーセント」とあるのは、「使用料の総額の五パーセント」とする。

4　条約第二十五条5の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

5　条約のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の居住者である法人の利得（船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得するものを除く。）であって、当該一方の締約国内にある当該法人の恒久的施設に帰せられるものに対し、当該法人が当該一方の締約国の居住者であるとしたならばその利得に対して課されることになる租税に加えて、付加的な租税を課することを妨げるものと解してはならない。ただし、この付加的な租税の額は、当該利得の額の五パーセントを超えないものとする。この場合において、当該付加的な租税が課される利得は、その課税年度において当該恒久的施設に帰せられる利得の額から、当該利得に対して当該一方の締約国において当該課税年度に課されるすべての租税（この5に規定する付加的な租税を除く。）の額を控除した後に決定される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千八年十二月十九日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
中曽根弘文
カザフスタン共和国のために
A・カマルディノフ

総務大臣　原口　一博
外務大臣　岡田　克也
財務大臣　藤井　裕久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　直人